

4 就学支援・進路指導について

就学支援とは、就学時にとどまらず、障害のある子供の将来を見通し、就学前から就学後も含めて、教育・福祉・保健・医療などが一体となって、子供や保護者に対して、継続して相談・支援を行うことです。

ここでは、小学校就学までの幼稚園・保育園との連携から、高等学校又は特別支援学校高等部卒業後の進路までを含めて、就学支援・進路指導の流れを見ていきます。

(1) 小学校就学まで

<就学相談>

望ましい就学先を検討する目的で、就学前に、学校見学や就学相談に来校される場合があります。保護者の願いを受け止めながら、特別支援学級の教育課程等、保護者にとって必要な情報をいねいに説明し対応すると良いでしょう。

相談の基本的な態度：「カウンセリング・マインド」

- 「傾聴」：保護者の話を“じっくりと聴く”態度
- 「共感」：保護者が感じているように“共に感じる”態度
- 「受容」：これまでのがんばりを“肯定的に認める”態度

<就学時健康診断>

就学時健康診断は、入学後の適切な支援を行う上で大切な機会となります。

健康診断時の幼児の様子、保護者とのやりとりの様子などを観察することで支援への手がかりが得られるかもしれません。

特に、スクリーニング検査やことばの検査を実施している場合、指示されたことへの理解の様子や行動面の観察をしておくことは、集団での授業の様子につながることもあります。

<入学式に向けて>

児童や保護者との良好な関係を築いていくための第一歩です。スムーズに入学式に参加できるためにも、児童の特性を理解し、全職員で共通理解のもと、適切な支援ができるように話し合しましょう。特に、入学式の日、交流学級で過ごすことも多くなると考えられますので、交流学級担任と連携を密にとることが大切となります。

また、保護者とも当日の流れ等について、確認しましょう。必要に応じて、児童や保護者と式場の見学をしていただくことで、初めての場所への不安の軽減につながると思われます。

入学式に向けた 主な確認事項

<例>

- ・下駄箱やロッカーの位置
- ・入退場の仕方
- ・座席（本人・保護者）
- ・式の中での動き
- ・参加が難しくなった時の対応方法
- ・学級活動への参加の仕方 等

※ 入学後においても学校生活がスムーズに送れるように、準備しておくことが大切です。幼稚園や保育園から集団生活にかかる情報を得て、活かしていくと良いでしょう。

(2) 中学校進学に向けて

中学校への進学にあたり、一人一人の特性を考慮し、長期的な展望に立ち、進路指導を行うことが大切です。そのため、必要な情報を本人や保護者に提供するとともに、学校見学や学校公開、学校説明会や体験入学等の機会を活かしていくと良いでしょう。学区内の中学校の状況についても、小学校と連携をし、情報を得ていくことも必要です。



<進学先>

- ① 学区内中学校 通常の学級
- ② 学区内中学校 特別支援学級
- ③ 県立特別支援学校 中学部
- ④ 国立特別支援学校 中学部
- ⑤ 私立中学校

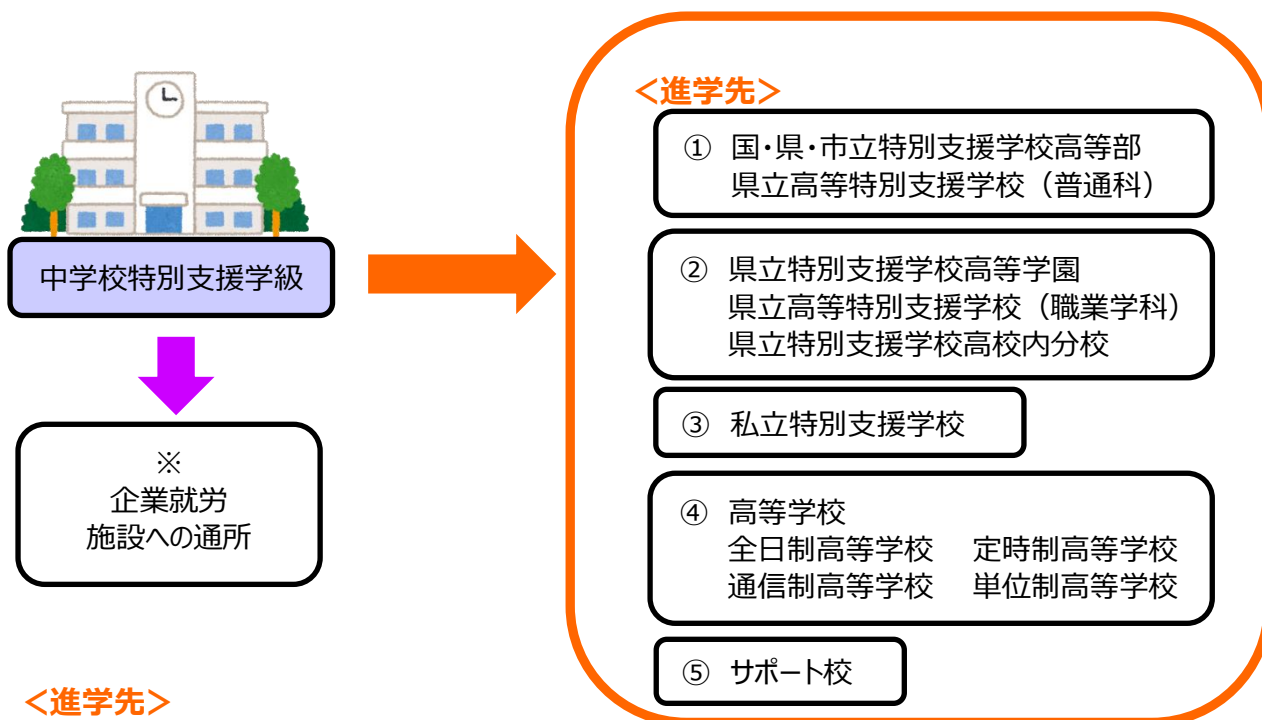
<進学先>

- ③ 県立特別支援学校中学部は、学区域が指定されており、障害種別の条件もあります。
- ④ 入学選考があります。事前にホームページの募集要項で情報収集することが必要です。
- ⑤ 県内・近県に私立の中学校もあります。各学校とも特色がありますので、詳しくはホームページなどから情報収集することが必要です。

※ 通常の学級から特別支援学級へ、または特別支援学級から通常の学級へといった教育形態の変更や特別支援学校中学部への転学といった場合、市町村就学支援委員会による総合的な判断が必要となります。いつまでに保護者と話し合い、本人や保護者の意向を確認したらよいか、また、校内委員会での話し合いを行ったらよいかを、特別支援教育コーディネーターや管理職とともに確認しておきましょう。

(3) 中学校卒業後

中学校特別支援学級においては、一人一人の特性などを把握した上で、進路の自己決定に向けて支援・指導を組織的・継続的にしていく必要があります。そのためには、中学校卒業後にどんな進路選択があるか具体的に把握しておくこと、地域の担当者同士のネットワークを通じて常に情報を得ておくことが求められます。



<進学先>

- ① 特別支援学校高等部・高等特別支援学校（普通科）は、学区域が指定されており、障害種別の条件もあります。
- ② 知的障害の程度が比較的軽い者で、自力での通学が可能な者が対象です。
※ ①と②は、入学選考があり、障害種別の条件もあります。②については、療育手帳の写し（または知的障害である旨の医師の診断書）が提出書類に含まれます。また、志願する特別支援学校での事前相談も必須となるので、受検資格・条件を確認する必要があります。学校公開も毎年行われているので、生徒が1・2年生のころから計画的に見学を促し、進路先について自己決定できるように進路指導していくことが望まれます。
- ③ 県内・近県に私立の特別支援学校もあります。各学校とも特色がありますので、詳しくはホームページなど情報収集することができます。
- ④ 全日制高等学校（国公私立）、定時制高等学校（県立）、単位制高等学校（国公私立）、通信制高等学校（県私立）があります。
- ⑤ サポート校の場合、高等学校卒業の資格を得るためには合わせて通信制高等学校で単位を取得する必要があります。また、サポート校と通信制高等学校とを併設するところもあります。

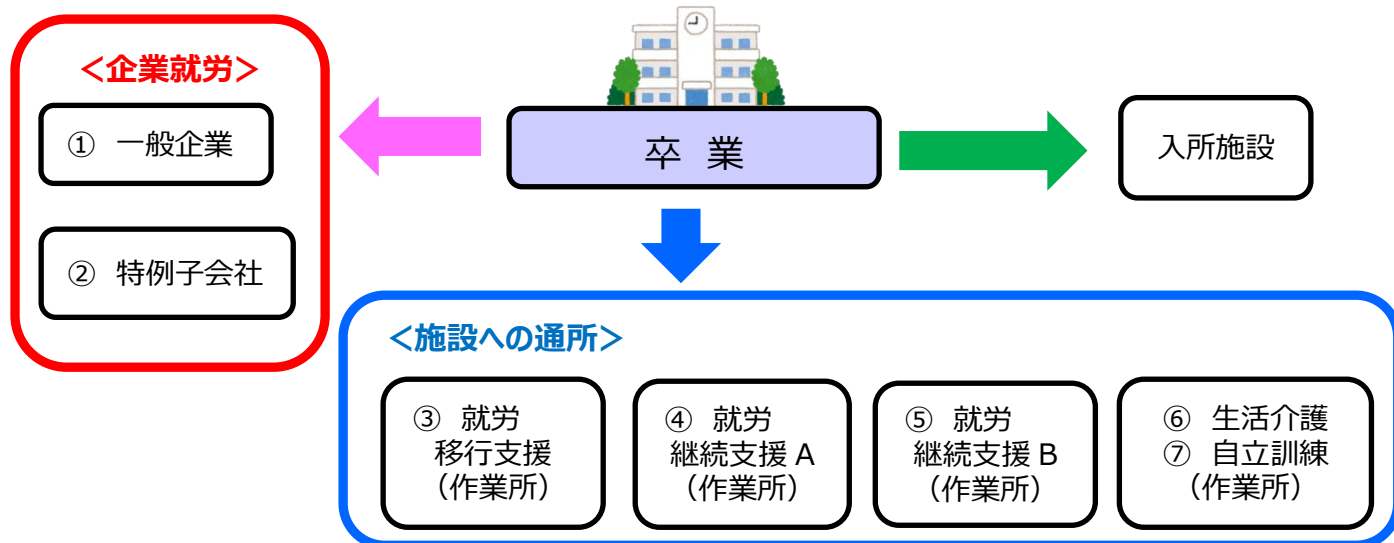
※ 企業就労・施設への通所の詳細は、85ページにあります。

※ 高等学校でも継続して適切な支援ができるように、今までどんな支援を受けてきたのか、早い段階で情報をつなぐことが重要です。このとき、「個別の教育支援計画」や「個別の教育指導計画」が保護者を通じて引き継がれるとスムーズな移行支援につながるでしょう。

※ 進路先については、本人・保護者のニーズを踏まえ、管理職を通じて進路希望先の学校・教育委員会へ相談をすることが大切です。また、学校の入学後や卒業後のことも視野に入れながら、ご本人の障害の程度や特性を考慮し、進めていくことも望まれます。

(4) 高等学校及び特別支援学校高等部卒業後

中学校の進路指導の中では、なかなか意識することはないかもしれませんが、特別支援学級に在籍していた生徒が、その後、どのような形で社会に出ていくのか知っておく必要もあるでしょう。ここでは、特別支援学校高等部に進学した生徒が、その後どのような進路選択をしていくかを説明します。



<企業就労>

- ① 一般企業…雇用契約に基づいて就業します。
- ② 特例子会社…企業が障害者の雇用を取り組んでいる子会社です。支援のノウハウが蓄積されているので、障害を有する方が働きやすい職場です。

<施設への通所>

- ③ 就労移行支援事業所…就労に向けての訓練をし、施設内の作業や企業での実習を行います。適性にあった職場探し、就労後定着するための連絡・相談をします。2年間という利用期限があります。
- ④ 就労継続支援 A 型事業所…雇用契約を結んだ事業所で行われるため、埼玉県 lowest賃金が保証されます。利用期限はありません。
- ⑤ 就労継続支援 B 型事業所…働く場を提供するとともに、就労に向けての必要な訓練を行います。
- ⑥ 生活介護…常に介護を必要とする方が対象です。
- ⑦ 自立訓練…自立した生活が送れるように、一定期間身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

※ 中学校特別支援学級を卒業後、進学を希望しない生徒もいるかもしれません。こういったとき、特別支援学校の進路指導がどのように進められているか、どのような地域資源を活用しているのがヒントになります。学区の特別支援学校の進路担当と連携をとることも、進路指導の手がかりになるでしょう。

卒業後、就労などの相談ができる窓口として

市町村 障害者支援課（福祉課障害者支援係） 障害者就業・生活支援センター
就労支援センター ハローワーク
発達障害者就労支援センター <ジョブセンター>（川口・草加・川越・熊谷・さいたま）
地域若者サポートステーション（さいたま・川口・深谷・春日部）